

令和6年度 定期利用保育室 集団指導講習会 質問

「特定子ども・子育て支援施設等」の集団指導講習会の質問も合わせてご確認ください。

<運営関係>

No	質問	回答
1	スライドに、2歳未満の乳幼児1人につき、2.5㎡と記載されているが、3.3㎡なくてもよいのか。	<p>2歳未満の乳幼児1人の必要面積は、要綱上は以下のように2段階に分けて表記されておりますが、スライドでは結論として2.5㎡についてのみご説明しています。</p> <p>大田区一時保育事業実施要綱 (一時預かり事業における保育室の面積) 第9条 保育室の面積は、次の各号に定める基準を満たすこと。なお、一時預かり事業(余裕活用型)については、対象児童を含めた保育児童数をもって、基準値を算定すること。 (1)2歳未満の乳幼児1人につき3.3平方メートル以上 (2)2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上</p> <p>(定期利用保育事業における保育室の面積) 第18条 保育室の面積は、第9条の規定を準用する。ただし、定期利用保育室については、第9条第1項第1号中「3.3平方メートル以上」とあるのは、「2.5平方メートル以上」と読み替えることができるものとする。</p>
2	定期利用保育室で、2歳未満児・2歳以上児という場合、その日の実年齢か、それともその年度は同一のクラス年齢か。	<p>大田区一時保育事業実施要綱第3条第3項に以下の様に定めがありますので、いわゆるクラス年齢です。</p> <p>3 対象児童の年齢計算は、事業実施者と契約した年度の4月1日を基準日とする。</p>